

令和3年第6回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和3年6月25日（金） 13時30分開会
14時23分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 報告第10号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について

- ・ 日程第2 報告第11号 指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の補欠の委員の委嘱について
- ・ 日程第3 議案第16号 指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の制定について
- ・ 日程第4 議案第17号 指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和3年第6回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第5回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1項目目でございます。

5月27日、指宿市立少年育成センター運営協議会が開催されました。私のほうから、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきました。協議会の中では、委員から情報モラル教育についての意見が多く出されました。

2項目目でございます。

同じく27日、鹿児島県教組南薩地区支部指宿地区協の役員の皆様と話し合いを行いました。今年度初回ということで、役員・事務局の自己紹介から始まり、学校で働く教職員の勤務、労働環境、福利厚生に関する内容等について話し合いをしたところであります。

3項目目でございます。

令和3年第2回指宿市議会定例会が開催されました。6月1日が本会議、6月21日から23日までが一般質問となりました。その中の質問を紹介しますと、一人一台のタブレットの整備状況はどうかという質問や、タブレット導入による期待はどのような効果がありますかという質問をいただきました。

4項目目でございます。

6月4日、山川小学校へ視察に行っていました。こちらでも、一人一台のタブレットを使った授業の様子を視察してまいりました。1年生は朝顔の観察で、葉や茎の角度を変えながら映しておりました。2年生の生活科の授業では、グーグルマップを使いながら、自分の町や、クラスのお友達がこれまで通っていた学校を地図上に出して、訪問したりして楽しんでおりました。3年生のマット運動の授業では、お互いを動画に映し、手の付き方や足の運びの動作を確認して学んでおりました。6年生の社会の授業では、縄文・古墳時代をネットで調べて、それをまた発表していました。この様子を見まして、広い学びができるのではないかと、これから期待ができるのではないかと感じる風を感じたところでございます。

5項目目でございます。

ライオンズクラブによる新入学児童への名前入り鉛筆贈呈式がございました。今年度は、約300人の新入生が入学してきましたけれども、一人ひとり鉛筆に名前が入ったものを頂いたところです。とても有難いと思いました。

6項目目でございます。

6月9日、廃校になりました旧山川・徳光・利永小学校を視察してまいりました。備品や施設を見てまいりましたけれども、学校の中はきちんと整理された状況でありました。校庭の芝生の手入れやトイレの掃除などは、学校環境整備チームによって綺麗に整備されておりました。遊具につきましても、使用禁止の表示がなされていて安心したところでございます。

7項目目でございます。

6月10日、指宿市児童生徒安全推進会議が行われました。子どもたちの交通事故・水難事故ゼロを目指した会議でございました。関係機関や団体の方々から、昨年度の事故の事例等の報告をいただきました。

8項目目でございます。

6月18日、第1回学校給食センター運営委員会がございました。運営委員の皆様へ委嘱状を交付させていただいたところでございます。安全安心に給食を提供するためにということで、ご意見等をいただきました。

9項目目でございます。

本日、6月25日、指宿市交通安全対策会議が行われました。人命尊重の交通安全、思想に基づく交通事故のない社会の実現ということで、それを基本理念とした会議でございました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第4、議案第17号については、奨学生の選考に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第10号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第4号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、報告第10号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第4号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第4号)に係る議案(教育委員会所管分)を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,067万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億6,354万2千円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は、1,067万円を増額し、歳出の総額を29億7,830万3千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目1総務費国庫補助金 節1総務管理費補助金187万円は、山川文化ホール女子トイレ修繕料に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しようとするものであります。

款22市債 項1市債 目8教育債 節3保健体育債880万円は、山川学校給食センター改修工事の増額補正に過疎対策事業債を充当しようとするものであります。

次に、歳出をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

今回の補正で増額した事業の概要について、所管課毎にお示ししてあります。歴史文化課の市民会館管理費187万円の補正は、山川文化ホール1階女子トイレの排水管が老朽化により破損したことから修繕を行うものであります。

学校給食センターの山川給食センター費880万円の補正は、山川学校給食センター改修工事の入札が不落札となったことから、設計の見直しを行ったところ、増額となったものであります。

なお、ただいま申し上げました教育委員会所管分の増額補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

次に、5ページをご覧ください。

第2表で繰越明許費の設定をしております。2段目からご説明いたします。

款9教育費、項7保健体育費、山川学校給食センター改修事業4,689万円は、先程ご説明しましたとおり、改修工事の入札が不落札になったことにより、今年度、工事を施工できなくなったことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

款9教育費、項7保健体育費、山川学校給食センター調理機器設置事業3,664万4千円は、今年度、調理機器設置を山川学校給食センター改修工事完了後に行う予定でございましたが、改修工事が今年度に施工できなくなったために、調理機器の設置も年度内に完了することが困難となったことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

第3表で地方債補正として、過疎対策事業債の限度額を、3,800万円から4,680万円に変更するものであります。

以上で、報告第10号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、説明を終わります。

（吉元教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（吉元教育長）

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第10号は終了いたします。

（吉元教育長）

次に、日程第2、報告第11号、指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の補欠の委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，報告第11号，指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の補欠の委員の委嘱について，ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定に基づき指宿市社会教育委員の補欠委員を，指宿市立公民館条例第5条第1項及び同条第2項の規定に基づき，指宿市立公民館運営審議会委員の補欠の委員を次のとおり委嘱したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市社会教育委員及び指宿市立公民館運営審議会委員は，令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間を任期とし，12名の委員を委嘱していましたが，人事異動や役員改選或いは本人自身の申出により，学校教育関係者3名，社会教育関係者2名の合計5名が欠員となりました。

そこで，今回，学校教育関係者のうち小学校代表は，磯口英樹氏の後任として指宿小学校長の鬼塚富貴子氏を，中学校代表は，中村恵子氏の後任として北指宿中学校長の森健一郎氏を，高等学校代表は，福永純一郎氏の後任として指宿商業高等学校長の清川康雄氏を，社会教育関係者のうち指宿青年会議所からは，岩野公志氏の後任として新小田義太郎氏を，指宿市地域女性団体連絡協議会からは，岡本タミ子氏の後任として伊佐幸子氏を，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により委嘱したものであります。

なお，任期は，指宿市社会教育委員条例第4条第2項及び指宿市立公民館条例第5条第2項において，補欠委員及び補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とするとなっていることから，令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

以上で，報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第2，報告第11号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に，日程第3，議案第16号，指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3、議案第16号、指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、閉校となった旧山川小学校、旧徳光小学校及び旧利永小学校の閉校跡地の活用方針について、今年度中に定める予定としていることから、それまでの間の暫定的利用に関する要綱を制定しようとするものであります。

議案の主な内容につきましては、学校整備室長がご説明いたします。

(上村室長)

それでは、指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の制定について、主な内容をご説明申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

第1条は、この告示の趣旨を規定しております。

第2条は、閉校体育施設の利用が、旧小学校跡地の利活用についての方針を決定するまでの暫定的な措置であることを規定しております。

第3条は、閉校となった3小学校体育施設の名称と位置を規定しております。

第4条は、第1項において、利用できる日及び時間を、毎日午前6時から午後6時までと規定し、第2項において、教育委員会が必要と認めるときは、利用できる日時を変更することができることを規定しております。

毎日利用することができることとした理由につきましては、行事等で利用する場合には、土日祝日が主であることや、年末年始の行事で利用されることが想定されるため、休日を設けないこととしたところであります。

また、午前6時から利用できることとした理由につきましては、夏休みのラジオ体操などで、早朝から利用することが想定されるためであり、午後6時までとした理由は、運動場には照明施設が無いことや、児童が帰宅する時間等を考慮したところであります。

第5条は、利用対象等を規定しております。

第1項において、利用対象を、旧小学校区に属する区や地区などの自治会と、それらの自治会に関係のある団体が、運動会や集会などの行事に利用する場合としております。自治会に関係のある団体は、子ども会や老人クラブなど、自治会の住民で構成された団体であります。

6ページをご覧ください。

第2項において、団体の代表者及び責任者は、成年者でなければならないこととしております。

第6条及び第7条は、利用する際の申請及び許可の方法について規定しております。

第8条、第9条、次のページの第10条までは、許可できない事項、許可を取り消す場合の事項、原状回復の義務を規定しております。これらは、公の施設の利用についての一般的な不許可等の事項であります。

7ページをご覧ください。

第11条は、遵守事項を規定しております。第1号において、火気の使用を禁止しております。他の要綱等においては、火気の使用は注意すること、としているものが多いですが、閉校体育施設においては施設管理者が常駐していないことや、火災の原因にも繋がる可能性があることから、火気を使用禁止としたところであります。その他の事項については、一般的な事項を規定しております。

第12条は、閉校体育施設を破損した場合などの報告義務等を規定しております。

第13条は、利用の際に発生した事故について、教育委員会は責任を負わないことを規定しております。

第14条は、利用料金を全額免除と規定しております。全額免除とした理由につきましては、利用者を3校区に限定していること、今年度限りの暫定措置であることを踏まえ、全額免除としたところあります。

第15条は、この告示に定めるもの以外に必要な事項を、教育長が別に定めることとする、教育長に委任する規定であります。

8ページをご覧ください。

附則において、この告示は、令和3年7月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

利用できる時間についてです。運動場に照明がないということで、午後6時までという設定となっておりますが、柳田小学校の体育館は、大体午後7時過ぎまで利用されていると思います。子どもたちが帰ってから、放課後利用するにあたって、やはり午後7時頃まで利用できたら、利用しやすいと思うのですが、体育館の照明等は使うことはできないのでしょうか。

(上村室長)

体育館の照明につきましては、利用は可能でございます。昼間であっても、照明をつけることも可能ではあります。しかし、柳田小学校等の現在ある学校の体育施設については、他に条例がございます。その条例で規定がされているところです。今回の閉校跡地の体育施設については、基本的に区や子ども会の行事での利用となっております。学校が終わって、その後、放課後に遊ぶというような個人的な利用はできませんので、子どもたちが帰る時間ということを考えて、今のところ午後6時でいいだろうということで考えております。区のほうとも話をして、午後6時で妥当ではないかという意見もいただいております。

(中村委員)

スポーツクラブのようなものは、利用はできるのですか。

(上村室長)

個人でつくられているサークルや団体の利用については、許可はしないと考えておりますので、あくまでも区や地区などの団体ということで考えております。

(七夕職務代理者)

言葉の説明をお願いいたします。第8条の(4)に「政治、宗教又は政治活動」とありますが、政治と政治活動というのは、どう違うのか教えてください。

(上村室長)

標記が分かりにくいということであれば、「政治、」を削ってもいいと思います。分け方としては、政治は直接、政治に関する人の主張する場。政治活動というのは、その人を応援する活動というふうにすみ分けをしているところですが、分かりにくいということであれば、修正をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(七夕職務代理者)

説明がちゃんとできれば、このままでよいと思います。

(別府委員)

この要綱そのものは、これで問題ないと思うのですが、暫定的な今年度内の要綱ということで、ゆくゆくは適切な企業なり、いろいろな所が管理しながら利活用していくのが望ましいのかなという風に思っています。今年度の暫定的ということで、その後の利活用というのは何か決まっているのでしょうか。

(上村室長)

今、学校整備室のほうで跡地活用の基本的な方針を検討中でございます。今年度中に、来年度以降の方針を決めまして、また教育委員会で諮らせていただきます。来年度以降、地域の声を聞いたうえで、地域の方が必要であれば地域に。もしくは、公用で必要であれば公用に。または、企業にといった感じで方針を今後定めていく予定です。今年度は、その間の暫定的ということで、来年度以降は、その利活用の方針に沿った形で協議を進めていく、活用方法を考えていくということになろうかと思えます。

(別府委員)

旧山川・徳光・利永小学校とありますが、仮に企業へとなったとしたとき、山川は漁業、利永は農業だとか、そういったことが浮かぶのですが、いろいろな広い視野で検討していくのがいいのかなと思います。そうなったときに、旧山川小学校、旧徳光小学校の2つは眺めがよく、

非常に景観のいい学校ですので、そういった面も十分考慮していただきたいと思います。例えば今、すごく元気があるのがアウトドア系の企業。一つの提案として、そういった所も視野に入れていただければ、いい跡地利用ができるのではないかと思います。

(福富委員)

運動会等で運動場も使えるということで、草刈りなどは市のほうでしていただけるのでしょうか。

(上村室長)

あともって説明しようと思っておりましたが、基本的に毎月1回は必ず、環境整備チームで閉校跡地の草刈りを実施しております。ただ、借りるタイミングで、もしかしたら草が生い茂っていることもあるかもしれません。その場合には、利用される方に草刈りをお願いしようと考えております。

(福富委員)

第9条の(4)に、「災害その他の事由により利用させることができなくなったとき。」とあります。体育館を避難所として利用することになっているようですが、もしこれが商業関係の施設になって、体育館が使えなくなったときは、避難所としては利用できなくなるということですか。

(上村室長)

閉校した3小学校については、現在も今までどおり第2次避難所として、避難所に指定されておりますので、災害があった場合には、災害担当課のほうで現場確認をしたうえで、避難施設として開放される形になると考えております。避難所が必要であれば、そこを今までどおり使うこととなります。

(福富委員)

跡地利用が決まってしまったら、避難所として指定はできなくなるということですか。

(上村室長)

実際に、区のほうからは、避難所として残してほしいという意見もいただいております。ですので、仮に別な用途になった場合、避難所がどうしても確保できなければ、体育館を避難所として残すという方法もあります。ただ、それは今後の方針を決めての協議になるかと思います。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第16号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3，議案第16号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事 (非公開)

日程第4 議案第17号 「指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(七夕職務代理者)

歴史文化課にお尋ねします。

先月のこの会でも取り上げられました、開聞の水無池の調査等の進捗状況について、お話できることがありましたらよろしく願いいたします。

(中摩参与兼歴史文化課長)

5月の定例教育委員会で、指宿市文化財保護審議会へ諮問することについて議決されましたので、6月4日に文化財保護審議会を開催し、現地調査を実施していただきました。当日は、保護審議会委員から火山学、地質学の専門家の出席を要請されたことから、鹿児島大学名誉教授の小林先生と、元鹿児島県立博物館学芸員の成尾先生のお二方にも出席をいただいたところです。

現地調査及びはしむれに戻っての打ち合わせの中で、水無池の歴史的・学術的価値に関して出された意見であります。指宿地域は「火山地形」であり、それを証拠立てるものとして、水無池も大事な要素の一つであること。開聞地域一帯で火山活動が行われた証拠であり、それが分かる確かな地形であること。水無池は、火山学的にも重要な地形と考えて間違いはないが、防災や地域の歴史的観点からも重要でないかという見解からも考えまして、火山で形成されたマール地形としては一番わかりやすい場所で、気軽に立ち寄れる特徴がある。そういったとこ

ろから、ジオパーク的な観点からも非常に重要な構成資産ではないか。そういった見解が述べられたところです。

ただ、最終的な評価上、調査が必要な事項として、水無池の噴火年代というのがはっきり分かる証拠がまだないということがありまして、それにまつわる調査が必要なのではないかということがありました。もう一つは、水無池については、今のところ遺跡地にはなっていないけれども、周辺に集落があり、人が利用した実績というものはないか、確認調査等を含めて、調査をする必要があるのではないかというご意見が出されました。この2番目の発掘調査については、県の教育委員会からも同様の見解が出ましたので、6月14日から埋蔵文化財の確認調査を実施中であります。

そうした中で、七夕職務代理者も現状をご覧になっていると思うのですが、水無池の底に溜まった水を排水するために、明治34年に住民が掘削した隧道が発見されております。隧道を設置した人物の名前、設置年代が分かってくると、今のところは、そういった途中経過となっております。

(七夕職務代理者)

ありがとうございました。次に、学校整備室にお尋ねいたします。

まず、山川地域の旧小学校の看板に「旧」の文字を入れていただき、早速動いていただいたことにありがとうございました。

質問は、この旧小学校の校長・教頭住宅跡地の利用については、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

(上村室長)

旧小学校の校長・教頭住宅については、全部が空き家となっております。その内の2つについては、今のところ売却を考えています。その他については、建っている場所が不便な所にございまして、売却できるか調査をして考えることになっております。

(吉元教育長)

他にございませんか。

(上村室長)

本日、お配りしています資料の中に、「学校跡地が利用できます」というチラシが入っていますので、そちらをご覧ください。

先程、可決していただきました指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱を、山川地域の皆様に周知する方法としまして、チラシを作成したところです。学校跡地が利用できますということで、新「山川小学校」の開校に伴ってということが始まりますが、暫定的に利用ができませんということで、最初に書いてございます。

利用できる施設として、それぞれ旧小学校の体育館と運動場。

利用対象等につきましては、先程も申し上げました、旧小学校区内の区や地区、子ども会、老人クラブなどの団体が、運動会や、子ども会の行事などのために利用する場合ということで書いてあります。

利用できる期間につきましては、午前6時から午後6時までなら、いつでも利用できます。年末年始の利用もできますということで書いてございます。利用料金は無料です。

利用の手続きについては、利用する際には、事前に申請をしていただこうと思ひまして、教育委員会に申請をしていただくようにしてございます。

2番目として、体育館を利用するときに鍵が必要になります。その際には、教育委員会又は山川支所にも鍵を渡しておりますので、山川支所でも借りられるようにしてあります。

3番目には、傷害等についての責任は負わないということを書いてあります。

次に、利用の際のお願いということで、1番目で体育館と運動場は、現状のまま利用してくださいということで、先程も申し上げましたが、草刈り等が必要な場合には、利用される方が行ってくださいとなっております。

2番目に、火気は使用できません。

3番目には、運動場と体育館に水道がございますが、これは使用可能ということにしてあります。

4番目に、トイレ使用可能としてございます。ただし、トイレットペーパーなどを教育委員会では準備をしておきませんので、それぞれ使用される方が準備をしてくださいということで、お願いをしてあります。

5番目に、利用後は清掃をお願いしますということで、ゴミ拾いや床の清掃はもちろんなのですが、トイレを利用した場合には、トイレ掃除もお願いしたいということで書いてございます。

6番目に、現在、閉校跡地は立入禁止として、校門の所にロープを張っており、運動場内に遊具があるのですが、そこにも使用禁止ということでロープを張ったり、看板を立てたりしております。それにつきましては、跡地が利用できるようになった後も、引き続き使用禁止としたいと考えています。管理を普段しておりませんし、点検もできない状況でありますので、そこは使用できませんということで、何かしら必要な場合には、利用される方が準備をしてくださいということでお願いをしてあります。

7番目に、体育館内にある備品等は利用できますということで、ボールやバレーボールのコートネット等は置いておく予定であります。ただ普段、住民の方たちが一般に利用しないものとか、こちらで他の利用を考えているものについては、体育館の中から移動させて、他の所に場所を移しますので、基本的に体育館の中にあるものは使っていいですよということでしてございます。

7月1日の地区の文書配布の際、旧山川・徳光・利永小学校区の住民の方に、このチラシを配布します。あと、ホームページでも周知を図る予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

(吉元教育長)

その他で、他にございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和3年第6回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。